

教育環境整備充実プラン選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 教育環境整備充実プラン（以下「プラン」という。）の選定及び審査を行うため、教育環境整備充実プラン策定要綱第3条に基づき、教育局内に教育環境整備充実プラン選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定及び審査事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項の選定及び審査を行う。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) プランの廃止に関すること。
- (3) その他、委員長が選定及び審査に関し必要と認めた事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をこれに充てる。

- 2 委員長は、選定委員会を総理し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第4条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、緊急を要し選定委員会を招集するいとまがないと認める場合、又は特に必要があると認める場合は、関係委員への持ち回りの方法により選定委員会の開催に代えることができる。
- 4 委員長は、前条に規定する者のほか、選定委員会の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 選定委員会の事務局は、教育局教育総務部財務課に置く。

- 2 選定委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表1

委員長	教育総務部長
副委員長	教育総務部副部長
	財務課長
	県立学校人事課長
	高校教育指導課長
	保健体育課長
	特別支援教育課長
事務局	財務課財産管理担当